

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

## 埼玉（群馬）厚生年金 事案 7358

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和49年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで  
申立期間については、B株式会社からA株式会社へ異動した時期であり、退職したことも無いので、当該申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、事業主から提出を受けた従業員名簿及びC組合からの回答において、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和49年3月31日に出向先のB株式会社からA株式会社に復職）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和49年4月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務手続に誤りがあったことを認めていることから、事業主は、申立てどおりの資格取得日を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（群馬）厚生年金 事案 7359

### 第1 委員会の結論

- 1 事業主は、申立人が主張する平成 15 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、19 万円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
② 平成 12 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①も継続してA株式会社に勤務していたにもかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの記録が確認できないので、被保険者記録として認めてほしい。また、12 年 7 月から同年 9 月までの保険料控除額がオンライン記録と比較して高くなっているため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 A株式会社から提出を受けた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の副において、同社が申立人の資格喪失年月日を平成 15 年 4 月 1 日と届け出たことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間①においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成 15 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成 15 年 2 月のオンライン記録から、19 万円とすることが妥当である。

2 申立人から提出を受けた給与に係る支給明細書から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑪までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間①から⑪までの標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立期間①及び②は 42万5,000円、申立期間③は 46万2,000円、申立期間④は 53万7,000円、申立期間⑤は 57万9,000円、申立期間⑥は 58万9,000円、申立期間⑦及び⑧は 61万2,000円、申立期間⑨は 63万7,000円、申立期間⑩は 57万4,000円、申立期間⑪は 30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑪までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 6 月 27 日  
② 平成 15 年 12 月 18 日  
③ 平成 16 年 6 月 21 日  
④ 平成 16 年 12 月 17 日  
⑤ 平成 17 年 6 月 15 日  
⑥ 平成 17 年 12 月 16 日  
⑦ 平成 18 年 6 月 16 日  
⑧ 平成 18 年 12 月 15 日  
⑨ 平成 19 年 7 月 2 日  
⑩ 平成 19 年 12 月 14 日  
⑪ 平成 20 年 7 月 9 日  
⑫ 平成 14 年 11 月 1 日から 19 年 5 月 1 日まで

申立期間①から⑪までについては、株式会社Aから賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、記録が無いため標準賞与額として認めてほしい。また、申立期間⑫については、オンライン

記録の標準報酬月額が報酬月額と比較して低額になっていると思われるので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人から提出された申立期間に係る金融機関の「お取引明細表」、市県民税所得・課税証明書、住民税に係る資料及び同僚の給与支給明細書から、申立人は、申立期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から⑩までにおける標準賞与額については、申立期間①及び②は42万5,000円、申立期間③は46万2,000円、申立期間④は53万7,000円、申立期間⑤は57万9,000円、申立期間⑥は58万9,000円、申立期間⑦及び⑧は61万2,000円、申立期間⑨は63万7,000円、申立期間⑩は57万4,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間⑩の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、賞与支給明細書において確認できる当該賞与に係る保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間⑫のうち平成14年11月1日から16年10月1日までの期間及び17年1月1日から19年5月1日までの期間については、同僚から提出を受けた給与明細書を確認したところ、オンライン記録に見合う保険料を控除されていることが確認できる。

また、市役所から提出を受けた申立人に係る平成15年、16年、17年、18年及び19年における社会保険料控除額とオンライン記録に基づく社会保険料控除額の試算額は、おおむね一致することが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が平成14年11月1日に16万円の報酬の記録で雇用保険の資格を取得していること

が確認でき、当該報酬額はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく株式会社Aにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑫において申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月30日から同年5月1日まで  
昭和42年3月にA株式会社に入社し、61年4月に退職するまで継続して同社で勤務していたのに、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社（適用事業所名はC株式会社）に継続して勤務し（昭和42年5月1日に同社から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和42年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき

保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（群馬）厚生年金 事案 7366

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月30日から同年12月1日まで

私は、昭和36年3月から平成14年4月まで、社名の変更はあったものの一貫してC株式会社に勤務していたにもかかわらず、年金加入記録では昭和49年10月と同年11月の2か月が被保険者期間となっていないことに納得がいかない。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにC株式会社から提出された従業員台帳及び健康保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年12月1日にA株式会社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年10月1日の定時決定の記載から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失の届出及び保険料の納付については「不明」と回答しており、このほかに納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明ら

かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成3年1月16日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成2年12月の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

申立期間③のうち、平成3年12月16日から4年3月3日までの期間について、申立人の株式会社Cにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日は3年12月16日、資格喪失日は4年3月3日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年12月から4年2月までの標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

申立期間④について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を24万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年12月31日から3年1月16日まで  
② 平成3年6月16日から同年7月1日まで  
③ 平成3年12月16日から4年7月16日まで  
④ 平成4年7月16日から6年1月31日まで  
⑤ 平成6年1月31日から同年6月10日まで

私は、昭和61年5月に株式会社Cに入社後、関連事業所間の異動はあったが、平成6年6月に退職するまで厚生年金保険に未加入だったことは無い。

また、申立期間④はD株式会社に勤務していた期間であるが、平成4年7月から5年12月までの標準報酬月額が低くなっている。

厚生年金保険の記録が無い期間及び標準報酬月額が低くなっている期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間においてA株式会社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日は、当初、平成3年1月16日と記録されていたところ、同社が適用事業所でなくなった日（3年1月31日）より後の同年4月2日付けで、2年12月31日に遡及して訂正されており、多数の同僚についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失日に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た3年1月16日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、申立人のA株式会社B事業所における平成2年11月のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③について、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間において株式会社Cの関連事業所に継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、株式会社Eにおいて平成3年12月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、4年7月16日にD株式会社で厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間が被保険者期間となっていない。

申立期間③のうち、平成3年12月16日から4年3月3日までの期間については、株式会社Cに係るオンライン記録において、当初、申立人が3年12月16日に被保険者資格を取得していたところ、同社が適用事業所でなくなった日（4年2月28日）より後の4年3月3日付けで、当該資格取得に係る記録が取り消されており、多数の同僚についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、株式会社Cに係る商業登記簿謄本から、当該期間も法人事業所であったことが確認できることから、同社が上記適用事業所でなくなった日において厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと判断でき、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年12月16日に株式会社Cにおいて被保険者資格を取得した記録を取り消す合理的な理由は無く、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は事業主が当初届け出た3年12月16日、資格喪失日は当該遡及訂正処理日である4年3月3日に訂正することが必要である。

なお、申立期間③のうち、平成3年12月から4年2月までに係る標準報酬月額は、申立人の株式会社Cの当初の資格取得時の標準報酬月額の記録から、41万円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、平成4年3月3日から同年7月16日までの期間については、申立人が株式会社Cに継続して勤務していることが認められるが、同社の元事業主は、厚生年金保険料の控除及び納付等について、「不明である。」と回答している上、申立人は当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立人の当該期間における給与からの厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間③のうち、平成4年3月3日から同年7月16日までの期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③のうち、平成4年3月3日から同年7月16日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間④について、オンライン記録によると、申立人の申立期間④に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する24万円と記録されていたところ、平成6年1月19日付けで4年7月16日に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、D株式会社の当時の事業主及び従業員25人についても、平成6年1月18日及び同年1月19日付けで標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、D株式会社の元事業主は「当時は、資金繰りに苦慮しており、給与の支払は遅れ気味であった。」と供述していることから、当該期間においてD株式会社が社会保険料の納付についても苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成6年1月19日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立人の申立期間④に係る標

準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間④に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、24万円に訂正することが必要と認められる。

- 4 申立期間②について、申立人の雇用保険の記録では、株式会社Cの離職日は平成3年6月15日、株式会社Eにおける資格取得日は同年7月1日となっており、当該記録は申立人の厚生年金保険の被保険者期間と一致している。

また、平成3年6月に株式会社Cにおいて被保険者資格を喪失し、株式会社Eにおいて被保険者資格を取得した同僚4人についても、当該資格喪失日と資格取得日は同日となっていない上、これらの者のそれぞれの雇用保険の被保険者期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致している。

さらに、申立人及び上記同僚に係る当該期間の厚生年金保険の記録が訂正された形跡は見当たらない。

加えて、厚生年金保険料の控除については、A株式会社及び株式会社Cの元事業主からは、「グループ内での異動であった。」との供述は得られたものの、厚生年金保険料の控除や納付については「不明」と述べている上、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していない等、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間⑤については、雇用保険の記録から、申立人がD株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、D株式会社は平成6年1月31日に適用事業所でなくなっており、申立人の健康保険証は同年3月7日に返納されている上、申立人に係る当該期間の厚生年金保険の記録が訂正された形跡は見当たらない。

また、D株式会社の元事業主は「同社はCグループの子会社であり、経理面のことは全て本社が統括していたために給与や保険のことは分からない。」と回答している上、申立人は当時の給与明細書等の資料を保

持していないため、申立人の申立期間⑤における給与からの厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間⑤について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月28日から同年3月11日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日を同年3月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年2月28日から同年4月中頃まで

私が株式会社Aに勤務していたのは、昭和62年12月から平成4年4月中旬頃までであるが、同社での厚生年金保険の加入期間が同年2月28日までとなっており、同年2月及び同年3月の記録が無い。

平成4年3月及び同年4月に株式会社Aから給与が振り込まれている預金通帳を提出するので、調査の上、同年2月及び同年3月について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年2月28日から同年3月11日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間に株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された預金通帳から、平成4年3月30日に株式会社Aから振り込まれた給与額は、申立人の保管していた同年2月の給与明細書に記載された社会保険料等が控除された後の支給額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同職種であった同僚の給与明細書から、当該同僚が、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成4年2月28日から同年

3月11日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前記給与明細書及び銀行の振込記録において推認される報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成4年3月11日から同年4月中頃までの期間について、申立人の株式会社Aに係る雇用保険の記録では同社での離職日が同年3月10日となっている。

また、雇用保険の記録では、申立人は、平成4年4月2日に求職者給付の受給申込みを行っていることとなっており、当該記録について、申立人は、「自分以外に手続ができることではないので、同年4月半ばまで勤務していたという記憶は定かでない。」と述べている。

さらに、申立人が「Aから平成4年4月に振り込まれた給料ではないか。」とする預金通帳に記載されている同年4月22日の振込記録について、上記4年3月30日の振込みの摘要欄には「振込」と記載されているのに対して、その摘要欄には「ネンキン」と記載されており、また、このことについて金融機関に確認したところ、「B」の記録となっており、株式会社Aからの振込みであるとするについての確認はできない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成4年3月11日から同年4月中頃までの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉（新潟）厚生年金 事案 7370

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和33年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月21日から同年10月1日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かったが、昭和33年4月から46年1月までA株式会社に継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人と同様に、昭和33年9月21日にA株式会社C事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月1日に同社B事業所で資格を取得した複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（同社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の同僚が、昭和33年9月にA株式会社C事業所から同社B事業所に異動した旨の供述をしていることから、同年9月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における昭和33年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、平成6年1月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間③のうち、平成6年1月1日から同年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月1日から同年12月31日まで  
② 平成5年12月31日から6年1月1日まで  
③ 平成6年1月1日から9年8月21日まで

株式会社Aに勤務していた申立期間①、及び株式会社Bで勤務していた申立期間③について、標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、同一事業主が経営する株式会社Aから株式会社Bへの転勤であり、株式会社Aに継続して勤務していたため、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が当初 30 万円と記録されていたが、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年12月31日、以下「全喪日」という。）よりも後の平成6年3月7日付けで、同社における資格取得時（平成5年8月）に遡って標準報酬月額を12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人と同様に標準報酬月額が平成6年3月7日付けで遡って減額訂正されている同僚が36人確認できる。

さらに、年金記録確認C地方第三者委員会における調査において、株式会社Aの経理担当者は、「申立期間当時、会社の経営がうまくいっておらず、資金繰りに苦労していた。」と回答している。

加えて、株式会社Aに係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、当該事業所において取締役であることが確認できるが、同社の同僚は、「申立人は、店舗運営（主にD職業務）の担当だった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30万円とすることが必要と認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においても、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、株式会社Aの全喪日以降に、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成5年12月31日とする処理（平成6年3月7日付け）が遡って行われていることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人と同様に平成6年3月7日付けで5年12月31日に遡って資格喪失処理されている同僚は、29人確認できる上、全喪日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚6人については、6年3月7日付けで、遡って被保険者資格が取り消されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る閉鎖登記簿謄本から、申立期間②においても、当該事業所が法人であったことが確認でき、適用事業所の要件を満たしていたことが認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなった処理及び申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を遡る処理を行う合理的な理由は無く、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該事

業所における資格喪失日を平成6年1月1日とすることが必要であると認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人の当該事業所における申立期間①に係る上記訂正後の記録から、30万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③のうち、平成6年1月1日から同年4月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額は、同社の全喪日より後の同年3月7日付けで、同社における資格取得時（平成5年8月1日）に遡って当初記録されていた30万円から12万6,000円に減額訂正されているところ、申立人と同様に、同社で減額訂正されている同僚の保有していた5年12月分の給与明細書では、減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人も減額訂正前の標準報酬月額（30万円）に基づく保険料が控除されていたことが推認できる。

また、申立人と同様に株式会社Aから株式会社Bへ転勤した別の同僚の平成5年12月1日から6年4月1日までの期間に係る給与振込額は、ほぼ変わらないことが確認できることから、申立人についても当該期間は上記減額訂正前の標準報酬月額（30万円）に基づく保険料が控除されていたと考えられる。

さらに、株式会社Bに係る閉鎖登記簿謄本によると、申立人は、当該事業所において取締役であることが確認できるが、同社の同僚は、「申立人は、店舗運営（主にD職業務）の担当だった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、株式会社Bにおいて、申立期間③のうち、平成6年1月1日から同年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成8年3月1日から9年1月1日までの期間については、申立人が提出した給与明細書において、オンライン記録（12万6,000円）を上回る報酬月額が給与として支給されていたこ

とが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額（12万6,000円）とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間③のうち、平成6年4月1日から8年3月1日までの期間、及び9年1月1日から同年8月21日までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はない上、同僚の提出した7年5月分の給与明細書からも、オンライン記録を上回る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除を確認できない。

さらに、株式会社Bは、既に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主から回答が得られないため、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について、確認することができない。

このほか、当該期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉（茨城）厚生年金 事案 7373

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月1日から同年5月1日まで

私は、A株式会社に昭和48年3月16日に入社し、49年4月30日に退職した。厚生年金保険の資格喪失日は同年5月1日であるべきところ、年金事務所の記録では同年4月1日となっている。資格喪失日の記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管していた従業員入社年月日一覧表における退職日の記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社の事業主は、「申立人の退職日について、社会保険事務所（当時）への届出は昭和49年3月31日となっているが、従業員入社年月日一覧表では同年4月30日となっているので、申立人の給与から申立期間の保険料を控除していたと思う。」旨の回答をしていることから判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和49年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、事業主は、資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出ていることが確認でき

ることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事務所における資格喪失日に係る記録を昭和51年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年6月15日から同年7月1日まで  
昭和47年4月にA株式会社に入社して以来、転勤はしたものの、現在も継続して勤務している。年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した証明書（職場歴）、C組合の被保険者記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和51年7月1日に同社B事務所から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事務所における昭和51年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 埼玉（長野）厚生年金 事案 7375

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年4月から同年11月までの期間は17万円、同年12月から15年4月までの期間及び同年6月から17年8月までの期間は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年4月1日から17年9月1日まで  
A株式会社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、その前後と比べて低くなっている。給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合っていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る給与所得の源泉徴収票、事業主が提出した「厚生年金保険料返金計算書」及び事業主の回答から推認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成14年4月から同年11月までの期間は17万円、同年12月から15年4月までの期間及び同年6月から17年8月までの期間は18万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 5 月の標準報酬月額については、申立人が保管していた給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（17 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（群馬）厚生年金 事案 7376

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所の資格取得日に係る記録を昭和47年5月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月25日から同年6月1日まで

A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間に異動はあったが、継続して同社に勤務していた。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、同社B営業所被保険者台帳、雇用保険の記録及び同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和47年5月25日に同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における昭和47年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資料から判断すると、申立人の資格取得日を昭和47年5月25日とすべきところ、何らかの届出誤りがあったと思われる。」としていることから、事業主は昭和47年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る47年5月の保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（群馬）厚生年金 事案 7377

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社における資格喪失日を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を5万2,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月31日から同年4月1日まで  
亡くなった夫は、A株式会社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録に1か月の空白がある。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（同社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は、A株式会社における約8年余りの勤務において、同社の各事業所間の異動は4回あるが、申立期間を除き、残りの3回は月の初日が資格喪失日になっていることに加え、同社C支社において昭和41年4月1日に被保険者資格を取得したほとんどの者が、異動前の事業所（同社B支社及び同社D支社を除く7事業所）において同年4月1日に資格喪失していることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支社

における昭和 41 年 2 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 41 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月29日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から22年まで

亡くなった母は、昭和19年にA区BのC製作所にD員として就職したが、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。辞めた時期ははっきりしないが、叔母によると、2年から3年は勤務していたとのことなので、母が22年に結婚するまで勤務していたのではないかと思う。

C製作所における給与明細の袋もあり、それによると、保険料も控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったこと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が提出したC製作所における昭和19年12月分の給与明細によると、「E」の名前で給与が支給され、「労働年金」の名目で保険料が控除されていることが確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、C製作所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿(以下

「被保険者名簿」という。)及び厚生年金保険被保険者台帳索引票から、資格取得日が昭和19年5月24日(厚生年金保険被保険者台帳索引票においては、同年6月1日)と記載されている申立人と同一姓(上記給与明細書とは氏名が一致)、同一生年月日である者の基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人と同一氏名、同一生年月日について確認したところ、申立人以外に同姓同名の者が見当たらないこと、及び上記給与明細書を申立人が保管していたことを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから、厚生年金保険被保険者としては保険料の徴収は行われておらず、年金の計算の基礎とならない期間となる。

一方、被保険者名簿の当該被保険者記録には、資格喪失日の記載が無いが、被保険者名簿には206人の被保険者記録が確認できるところ、申立人を含む121人には喪失日の記載が無い上、いずれも被保険者記録が取り消されたような形跡は無い。

また、C製作所に係る事業所記号順索引簿及び被保険者名簿によると、当該事業所は昭和20年9月29日付けで適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

さらに、日本年金機構は、被保険者名簿に資格喪失日の記載が無いことについての照会に対し、「被保険者名簿に全喪日(適用事業所に該当しなくなった日。以下同じ。)の記載が有る場合、資格喪失日の記載の無いものは全喪日をもって資格を喪失とし、(被保険者ごとの)資格喪失日を記載していない名簿もある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年9月29日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、被保険者名簿の申立人に係る記録から、50円とすることが妥当である。

- 2 申立人は、昭和22年に結婚するまでC製作所に勤務していたと主張しているところ、上記のとおり当該事業所は、20年9月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、当該事業所の厚生年金保険を昭和20年9月29日に資格を喪失

した被保険者のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、一人は、「私は、C製作所のF県内の工場で終戦を迎え、数日後にGに戻ったが、Bの工場は、機械がH県に移された後で建物しか残っていなかった。従業員の何人かはH県に移ったが、私は移らなかったで、C製作所がその後どうなったかは分からない。」と供述している。

さらに、ほかの一人も、C製作所に勤務したのは終戦までと供述している上、当時の事業主は所在不明のため、昭和20年9月29日以降の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は 20 歳の頃、専門学校生であり、年金のことは余り分からなかったため、母親が父親からお金を預かり、A 市役所において国民年金の加入手続及び 3 か月分の保険料の納付をしてくれた。年金手帳は就職してから、「大事だから」ということで親から渡された。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は 20 歳の頃、専門学校生であり、年金のことは余り分からなかったため、母親が父親からお金を預かり、A 市役所において国民年金の加入手続及び 3 か月分の保険料の納付をしてくれたとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその母親は、当時の加入手続及び納付状況に関する記憶は明確でない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から平成 3 年 9 月頃に払い出されたと推認され、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の記号番号が記載されている手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載されている年金手帳の 2 冊を所持しており、そのうちの国民年金の記号番号が記載された年金手帳は就職後にその母から

預かったと申述しているが、申立人の基礎年金番号の記号は「\*」となっており、その手帳には「B都道府県」と印刷されている上、記号番号欄には「C社保」のゴム印が押されていることから、当該手帳はB都道府県で発行されたものと考えられ、その母がA市役所で加入手続をしたとする申立人の申述と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 5104 (事案 4963 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 58 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 58 年 11 月まで

私は昭和 46 年 8 月に会社を辞め、自由業を営んでいた。国民年金は A 区に転居した後、確定申告を行ったところ、各税金や国民健康保険料及び国民年金保険料の納付書が届くようになった。国民年金保険料については 3 か月ごとに B 銀行 C 支店か近くの郵便局で納付したはずである。初回申立ての時は、46 年 8 月から A 区に住み、D 区、53 年に E 区と住所を移動したと申述したが、再申立にあたり、56 年頃は D に居住しており、その詳細な住所が分かったので、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、会社を退職した後、A 区に転居し、確定申告を行ったところ、各税金や国民健康保険料及び国民年金保険料の納付書が届くようになったとしている。しかしながら、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者番号が付番されており、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、当委員会において、申立人が A 区に在住していたとする昭和 46 年 8 月から 49 年 3 月までの期間について、日本年金機構 A 年金事務所が保管する「国民年金手帳記号番号払出簿」（紙台帳）の閲覧及びオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 8 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の保険料納付を示す新たな証拠として、昭和 56 年頃に住んでいたとする D 区の詳細な住所が記された郵便物を提出しているが、当該郵便物に記載された住所をもって申立期間の保険料納付が

あったとは判断できない上、当委員会では、今回の再申立てを受けて、申立人がD区に住んでいたとする56年頃を含む48年4月から58年3月までの期間について、同区を管轄区域とするD年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿（紙台帳）の閲覧により、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しの有無を調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できなかった。

また、申立期間は上記のとおり、国民年金の未加入期間であり、制度上、申立期間の保険料を納付することができない期間であることから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、申立期間はA区、D区及びE区と3つの行政機関にまたがっているところ、3つの行政機関において合計148か月の長期にわたり、記録誤りや記録漏れがあったとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 17 日から 30 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 30 年 9 月 5 日から 34 年 3 月 26 日まで

年金事務所で確認したところ、A株式会社B工場に勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記録となっていることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和34年12月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間後に厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 埼玉（栃木）厚生年金 事案 7362

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 21 日から 54 年 10 月 1 日まで  
A株式会社を退職後、すぐに有限会社Bで働き始めたので、厚生年金保険の被保険者記録に1年間の空白期間があるのはおかしい。申立期間においても、A株式会社又は有限会社Bに勤務していたので被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人は昭和 53 年 10 月 20 日にA株式会社を離職している上、有限会社Bの当時の事業主及び給与事務を行っていた役員の「申立人は、53 年 10 月頃から勤務していた。」との供述及び賃金台帳から、申立人は、申立期間において有限会社Bで勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の昭和 54 年 10 月 8 日であることが確認でき、同社は、それより前の期間については、適用事業所としての記録が無い。

また、有限会社Bで給与事務を行っていた当該役員から提出された賃金台帳において、申立人に支払われた昭和 53 年 11 月から 54 年 9 月までの給与からは厚生年金保険料は控除されておらず、当該事業所が適用事業所となった 54 年 10 月支給の給与から保険料が控除されていることが確認できる上、当該役員及び当時の事業主は、「有限会社B設立当初は厚生年金に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除しなかった。加入手続きが完了してから保険料を控除した。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていた

ことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉（新潟）厚生年金 事案 7364

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 1 日から 22 年 9 月 1 日まで

平成 20 年 1 月から株式会社 A に勤務しているが、入社以来、深夜勤務時の仮眠時間に対する賃金の未払が続いていたので労働基準監督署に相談したところ、同署から事業所に対して是正勧告が行われ、当該勧告を受け入れた事業所は、時効前の期間については未払賃金の支払と標準報酬月額の訂正を行ったが、時効となった申立期間については請求権が消滅しているので賃金の支払義務は無いとして標準報酬月額の訂正についても応じない。申立期間について、本来支給されるべき給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、事業主が仮眠時間に対する未払賃金の支払及びそれに基づく標準報酬月額の訂正に応じないため、本来支給されるべき給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしいと述べている。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて本来支給されるべき給与額に基づいて標準報酬月額の訂正の要否を判断するものではない。

また、当委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、同法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者から厚生年金保険料を源泉控除しながら、社会

保険事務所（当時）に納付したことが明らかでない場合であるところ、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録における申立期間に係る標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 8 日から 43 年 8 月 2 日まで  
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生労働省の記録において、申立期間と合算して脱退手当金が支給されていることになっている申立期間前に勤務した期間について、申立人は、脱退手当金を申立期間前に受給したと申述しているが、両被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている上、申立期間前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立期間の A 株式会社のみでは厚生年金保険の被保険者期間が 11 か月であり、当時の厚生年金保険法の規定では脱退手当金を請求することは制度上できないなど、申立期間前に勤務した期間のみの脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、オンライン記録において、申立人の脱退手当金は、申立期間及び申立期間前における被保険者期間を基礎として計算されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 埼玉（栃木）厚生年金 事案 7369

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 28 日から 5 年 1 月 15 日まで

私は、昭和 60 年 6 月から社名の変更はあったものの、平成 5 年 1 月 15 日まで一貫して株式会社 A 及びその関連会社に勤務していた。退職する少し前からは B の株式会社 C の残務整理をしていたのに、厚生年金保険の被保険者資格が 4 年 2 月 28 日までとなっている。

厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料は無いが、退職当時のタイムカードを提出するので平成 5 年 1 月 15 日まで厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

平成 4 年 2 月 28 日から同年 11 月 15 日までの期間に係る雇用保険の記録及び申立人が保管する同年 12 月 16 日から 5 年 1 月 15 日までの期間に係る C と記載されたタイムカードから、申立人が申立期間に株式会社 C に勤務していたことがうかがえる。

また、申立人が保持していた株式会社 C の従業員名簿において申立人と同じく D 課の欄に記載があり、かつ、厚生年金保険の記録では申立人と同じく平成 4 年 2 月 28 日まで株式会社 A の被保険者となっている複数の同僚は「C の業務は 4 年 1 月頃に停止して、その後、ほとんどが B の E で業務をしていた。」と述べているところ、申立人は、「B に移動し、E に来ないかと誘われたが、社長の直属で C の残務整理を一人でしていた。」と述べており、申立人の勤務の実態が確認できない。

さらに、株式会社 C は、平成 3 年 3 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の元事業主は既に死亡していることから、保険料の控除に関する供述を得ることができない。

加えて、申立人は、給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A 専修学校を平成元年 3 月に卒業し、同年 4 月 1 日から有限会社 B 製作所に勤務していた。ところが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の資格取得日が同年 5 月 1 日と記録されている。間違いなく 4 月から勤務していたので、資格取得日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された労働者名簿から、申立人が平成元年 4 月 3 日付けで有限会社 B 製作所に雇用されたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「申立人については、1 か月の見習期間経過後に厚生年金保険に加入させた。」と回答しているところ、複数の同僚は、「社会保険の加入は、社長又は相談役が決めていた。」と供述している。

また、事業主は、「保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書から、申立人の申立てどおりの届出及び保険料の納付を行っていない。」と回答している上、事業主から提出された平成元年の源泉徴収簿において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。